

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

ダイジェスト版(2015 年第 3 四半期号)

(Vol.152 2015 年 7 月号 - Vol.154 2015 年 9 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

会計情報

新企業会計準則と国際財務報告基準の相違

新企業会計準則(以下、“新準則”と表記)は、主として中国国内の証券取引所上場会社に適用することを目的として 2006 年 2 月に中国財政部から公布され、適用範囲が年々拡大しています。財政部は新準則の方向性について、今後とも国際財務報告基準(以下、“IFRS”と表記。)との同等性を維持することを明言しています。一方で、中国企業に適用される会計基準は中国の個別の事情を反映したものでなければならぬとも考えており、IFRS の直接採用(アドプション)はしないことも明言しています。今回は、この新準則の特徴を IFRS との相違点にフォーカスして解説します。

項目	新準則の規定	IFRS の規定
財務諸表の様式	- 新準則第 30 号「財務諸表の表示」等に定める様式に従う。 - 財務諸表の表示方法、勘定科目設定等に中国特有のものがみられる。	IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従う。
連結財務諸表の作成義務	親会社は、連結財務諸表を作成しなければならない。ただし、投資企業(投資者に投資管理サービスを提供すること等を目的とする企業)を除く。	一定の要件を満たす場合、親会社は、連結財務諸表を作成する必要はない。
有形固定資産および無形資産の評価	原価モデルの採用のみ認めている。	取得後の会計方針として、原価モデルと再評価モデルの選択を認めている。
土地使用権の表示	土地使用権は無形資産に含めて表示される。	土地使用権は、土地の長期オペレーティング・リース契約と解釈され、長期前払費用として表示される。
資産の減損戻入	資産(有形固定資産、無形資産、のれん等を含む)の減損損失は、以後の会計期間における戻入を禁止している。	のれんを除き、過去に認識した減損損失は、回収可能価額が回復した場合には、戻入をしなければならない。
政府補助金	- 資産に関する政府補助金は繰延収益として認識し、且つ、関連する資産の耐用年数内に均等に配分して損益に計上する。 - 圧縮記帳による直接減額は認められない。	資産に関する補助金は、繰延収益として計上する方法、又は補助金額を控除して資産の帳簿価額を算出する方法(直接減額)のいずれかによって表示される。
共通支配下における企業結合	共通支配下の企業結合取引において、結合企業が取得した資産および負債は、被結合企業の帳簿価額に基づき測定する(ブーリング法)。	共通支配下における企業結合は、IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲外であり、規定がない。
従業員奨励および福利基金	外商投資企業が利益処分時に積立てる「従業員奨励および福利基金」は、未処分利益から「未払従業員報酬」(負債)科目に計上される。	当該従業員奨励および福利基金は、一般に、IFRS において損益計算書上の費用項目とされる。

詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.152(2015 年7月号)会計情報をご覧ください。

投資情報

輸入関税、増値税の一括徴税の全国展開

2015 年 7 月 27 日より、「一括徴税の全国展開に関する公告」(海関総署 公告 2015 年 第 33 号 以下、“33 号公告”と表記)が施行されました。33 号公告によれば、これまで輸入貨物の引き取り前に求められていた関連税額の納付について、一定の条件をクリアした企業に対し 1 か月毎の一括徴税が認められるようになり、翌月の第 5 営業日までに一括で納付すればよいこととされました。また、一括徴税が認められた企業は、その資格をもって、全国の税関において同様の待遇を享受することができます。

1. 一括徴税の概要

今回の全国展開は、2015 年 6 月まで 28 の税関、81 の企業を対象に実施されたテスト運用を経て実施されるもので、政府のホームページでは、そのメリットとして、①通関の効率化、②企業の資金利用効率化、③申告手続きの簡素化、④担保限度額の循環使用が挙げられています¹。具体的には、これまで貨物の引き取りに先だって書類毎に求められていた関連の関税・増値税の納付を、月毎の一括後納付に置き換えることで、貨物受け取りまでの時間短縮や、納税のための資金の有効活用を実現しようとするものです。

輸入貨物に係る税金の一括徴税の適用を希望する企業は、到着した貨物の税関申告時に、申告システム上で“一括徴税”を選択し、担保届出番号を入力します。申請を受け、税関側であらかじめ設定されている担保限度額から当該関連税金額が無事控除された段階で、貨物の引き取りが許可されます。使用した担保限度額は納税後に自動で回復するため、繰り返し使用することができます。また、税額は、翌月の第 5 営業日までに一括後納付することとなっています。

2. 期待される効果と留意点

33 号公告では、税関における申告等事務手続きの簡素化に加え、一度使用した担保限度額が納税後に自動で回復する等、企業の資金繰りに配慮した内容も盛り込まれており、企業にとっては有利な内容と考えられます。ただし、その適用には既述の通り、一定の制限が設けられており、ここでもその企業の信用状況に応じた管理措置がとられることとなりました。33 号公告の施行により、税関信用等級における“認証企業”のメリットが、1 つ加わったこととなります。

一括徴税の適用条件、及び、届出プロセスの詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.153(2015 年 8 月号)投資情報をご覧ください。

¹ http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/27/content_2903181.htm

投資情報

中国不動産市場に関する外資規制の緩和

2015 年 8 月 19 日付で、中国の住宅都市農村建設部等 6 部門²により「不動産市場への外資の参入と管理にかかる政策の調整に関する通知」(建房「2015」122 号 以下、“122 号通知”と表記)が公布、施行されました。これにより、外商投資不動産企業に対する登録資本金および資金借入に関する規制が緩和されました。また、外国人が個人で不動産を購入する場合等の条件も見直しがなされています。これらは、外国からの不動産投資の流入を規範化する目的で 2006 年に建設部等 6 部門により導入された規制³(「不動産市場への外資の参入と管理にかかる意見」 建住「2006」171 号、以下“171 号意見”と表記)を緩和する内容であり、今年に入って当局が出した不動産市場刺激策の一環とみられます。ただし、地方レベルで国外機構、外国人による不動産購入に関する規制⁴が存在する場合にはその規制が優先適用される点、留意する必要があります。122 号通知による緩和策は、以下の 3 点です。

① 登録資本金比率に関する基準の引き下げ

中国ではこれまで、外資の活発な投資をコントロールするため各規制が行われてきました。その一つは外商投資不動産企業の投資総額に対する登録資本金の比率について、一般業種の外商投資企業より厳しい基準が設定されていました⁵。122 号通知の施行によりこの厳しい基準が廃止され、外商投資不動産企業にも他業種の外商投資企業と同様の規定が適用されることとなりました。

② 借入による資金調達に関する規制の取り消し

171 号意見により、外商投資不動産企業の場合、登録資本金の全額払込が完了していなければ、国内外からの借入を行ってはならず、外貨管理部門は当該企業の外貨借入決済を許可してはならないとされていました。122 号通知は、資本金の払込みが完了していない外商投資不動産企業に対する国内外からの借入を禁じる規制を取り消し、払込み完了前の借入による資金調達を可能にしました。

③ 外国人個人等による住宅購入制限の緩和

国外機構の中国国内代表機構や外国人個人等による不動産の購入に関する規制⁶も、122 号通知により緩和されました。これまで国外機構の中国国内代表機構、中国に居住する外国人は、中国における就労・就学期間が 1 年を超える場合に、実需に合致する不動産を 1 件に限り購入できる旨定められていましたが、今後は、国外機構が中国国内に設立した代表機構や中国で就労・就学する外国人個人による不動産購入は、実需に応じて認められることになります。

規制緩和策の概要等の解説は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.154 (2015 年 9 月号) 投資情報をご覧ください。

² 住宅都市農村建設部門、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、国家工商行政管理総局、外貨管理局の 6 部門による。

³ 2006 年 7 月 11 日、建設部、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、国家工商行政管理総局、国家外匯管理局の 6 部門による。

⁴ 上海などの一部地域には、外国機構、外国人の住宅購入に対する制限措置が存在する。

⁵ 171 号意見により、外商投資不動産企業の投資総額が 1,000 万米ドル以上の場合、登録資本金がその 50% 以上であることが求められていました。これに対して、一般業種の外商投資企業の場合、1,000 超～3,000 万米ドルが 40% 以上、3,000 万米ドル超が 33.33% 以上となっていました。

⁶ 171 号意見、「国外機構と個人による不動産購入管理の更なる規範化に関する通知」(建房「2010」186 号)

デロイト トーマツ グループ／徳勤華永会計事務所LLP(デロイト中国)による、中国事業展開サポート、 日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- デロイト トーマツ グループ 中国ビジネスサポート: <http://www.tohmatsu.com/jp/jsg/ch>
- デロイト中国 JSG(日系企業サービスグループ):
<http://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsg-japanese.html>

デロイト トーマツ グループによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

デロイト トーマツ合同会社 中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟

代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346

E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakats jimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5

名古屋ダイヤビルディング 3 号館

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

◆「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

◆「デロイト トーマツ メールマガジン／デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

◆お問合せ先: デロイト トーマツ合同会社 中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、**デロイト** トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.